

気をつけたい感染症シリーズ23
災害時に備える感染症対策

災害時は、断水により手洗いやうがいができない可能性や、避難場所など密集した環境での集団生活により、感染拡大リスクが高まります。

接触による感染リスクを防ぐためにも、感染症対策物品の準備をお願いします。

ご自宅で用意している災害用備蓄品（水、食料、毛布など）に加えておくとよいです。

ご自身やご家族に必要なグッズを検討し、健康を守る備えをお願いします。

○避難時に役立つ感染症対策グッズ

- ▶一般的な物
マスク、体温計、手指消毒用アルコール、ペーパータオル、ハンドソープ、除菌用アルコールティッシュ、使い捨て手袋、洗口液
- ▶家族の状況に応じた物
乳幼児用品、介護用品、生理用品など

問合せ 保健センター ☎82-3757

指定難病の患者および小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に見舞金を支給します。

対象 町内に居住し、住民登録のあるかたで次のいずれかに該当するかた

- 特定医療費（指定難病）受給者証を持つかた
- 小児慢性特定医療費医療受

給者証を持つ児童の保護者支給額 月額3,000円

申請期限 2月29日(木)

申請に必要なもの

- 特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定医療費医療受給者証
- 対象者名義の預貯金通帳

問合せ・申込み 社会福祉係
☎82-6133



特定疾患患者等見舞金
見舞金を支給します

1月24日(水)、長谷川香料株式会社に対し感謝状を贈呈しました。

この感謝状は、長谷川香料



株式会社様からの企業版ふるさと納税を活用した寄付に対して、町からの感謝の意を表するものです。今回の寄付に関しては、町の地方創生に関する取り組みに賛同していただき、100万円の寄附をいただきました。

この寄附金は「板倉町まち・ひと・しごと創生事業」に関する取り組みに活用させていただきます。

問合せ 企画調整係
☎82-6125



企業版ふるさと納税に係る感謝状
長谷川香料株式会社に感謝状を贈呈

令和5年11月1日、高齢者叙勲が発令され、川田安司さん(大字初谷)が旭日単光章を受章されました。川田さんは



平成3年5月に町議会議員に当選して以来、5期20年にわたり町の発展のために貢献されました。議員在任中は、経済常任委員会や建設常任委員会の委員長を、平成11年5月から平成13年5月までの間は副議長を歴任されました。

問合せ 秘書人事係
☎82-6121



叙勲
川田安司さんが受章されました

令和5年1月1日～12月31日の間に締結(設定)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)をお知らせします。

- 平均額 7,400円
- 最高額 13,400円
- 最低額 3,000円
- 集計データ数 437件

※金額は算出結果を切り捨て、100円単位としています。



農地の賃借料情報
昨年の平均額をお知らせします

平均額から±70%を超えるデータは除外されています。

問合せ 農業振興係
☎82-6137



福祉タクシー利用料金助成券
タクシー利用料金の助成券を交付します

対象者 次のいずれかに該当する在宅のかた

- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けているかた
- ②療育手帳の交付を受けているかた
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- ※①～③に該当しても自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外
- ④70歳以上の高齢者のみの世帯
- ※隣接した敷地を含む同一敷地内に家族が住んでいる場合

二世帯住宅の場合は対象外

- ⑤18歳未満の児童のいる母子・父子家庭世帯
- ※④、⑤に該当しても四輪自動車を所有し、かつ、運転できるかたがいる世帯は対象外

交付枚数 1世帯につき48枚(1枚500円)

※年度途中の場合は、申請された月に応じた枚数

申込み 介護高齢係または地区の民生委員に申込み

問合せ 介護高齢係
☎82-6135

Jアラート
情報伝達試験

防災ラジオでも配信されます

2月9日(金) 午前11時

地震、津波、武力攻撃などの発生時に備えた、全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送が、防災ラジオなどを通じて行われます。

問合せ 安全安心係

☎82-6123



腎臓機能障害者等通院交通費の補助
通院交通費の一部を支給します

腎臓または小腸の機能に障害のあるかたが、人工透析または中心静脈栄養療法・経腸栄養法の医療を受けるために医療機関へ通院した場合の交通費の一部を補助します。

対象者 町内に居住し、住民登録のあるかたで、次の全てに該当するかた

- 腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けているかた
- 医療機関に通院し、人工透析療法または中心静脈栄養療法・経腸栄養法を受けているかた(入院期間は対象外です)
- 他の制度により、通院交通

費の給付を受けていないかた

- 令和5年度の町民税が非課税のかた

申請期限 2月29日(木)

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
- 対象者名義の通帳、認め印

昨年度、腎臓機能障害者等通院交通費補助金の交付決定を受けたかたについては、申請書を送付します。

その他のかたについては、福祉課で申請書を受け取り、医療機関で証明を受けた後、申請してください。

問合せ・申込み 社会福祉係
☎82-6133

大人用おむつ
紙おむつ券を支給します

在宅介護の負担軽減のため、高齢者・障害者のかたに紙おむつ券を支給します。

対象者 次のいずれかに該当するかた

- 介護認定の有無にかかわらず、65歳以上の在宅高齢者で紙おむつなどが必要なかた
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けており、町民税非課税世帯に属するかた

※他制度により紙おむつの給付を受けているかたは対象外

※尿取りパッド、リハビリパンツの購入にも使用できます。

申込み 介護高齢係またはお住まいの地区の民生委員に申込みしてください。

問合せ 介護高齢係
☎82-6135

歳末たすけあい運動
心温まる寄附
ありがとうございました

歳末たすけあい運動の実施にあたり、地域の皆さまからの一般募金をはじめ、たくさんのかたから心温まるご寄附をいただき、誠にありがとうございました。

該当するかたへ、左記のとおり配分することができましたので、ご報告いたします。

問合せ 社会福祉係
☎82-6133

○社会福祉協議会総務係
☎82-13900

収入 (円)		支出 (円)	
一般募金	1,628,950	配分金	1,290,000
篤志募金	63,000	配分品	475,000
町支出金	300,000	諸経費	190,099
繰越金等	625,729	合計	1,955,099
合計	2,617,679		

差額残金662,580円(次年度へ繰越)